



# 熊本県公報

第13228号  
令和5年(2023年)  
5月9日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法における介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法における指定介護機関の廃止…………… ( // ) 2
- 生活保護法における指定介護機関の変更…………… ( // ) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( // ) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( // ) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4

**公 告**

- 令和5年度(2023年度)電算処理業務委託契約に係る相手方の決定…………… (システム改革課) 5
- 令和5年度(2023年度)電子計算機等の賃貸借に関する契約に係る相手方の決定…………… ( // ) 5
- 公共測量の実施…………… (監理課) 5
- 令和5年度熊本県毒物劇物取扱者試験の実施…………… (薬務衛生課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 7
- 営業所の所在地又は所在が確知できない建設業者…………… (監理課) 8

**登 載 依 頼**

- 令和5年度(2023年度)駐車監視員資格者講習の実施…………… (警察本部交通指導課) 8
- 環境影響評価準備書の一般意見の募集…………… (電源開発株式会社) 9
- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 10

## 告 示

### 熊本県告示第439号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### (認知症対応型共同生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
ティーティーシー有限会社 阿蘇郡高森町高森2132番地1	グループホームあそ和楽 阿蘇郡高森町高森2132番地1	令和5年(2023年)2月9日

#### (介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
ティーティーシー有限会社 阿蘇郡高森町高森2132番地1	グループホームあそ和楽 阿蘇郡高森町高森2132番地1	令和5年(2023年)2月9日

**熊本県告示第440号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会 球磨郡あさぎり町岡原北929番地	あさぎり町社協ヘルパーステーション 球磨郡あさぎり町上北1874番地	平成30年（2018年）3月31日

（介護予防通所介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ティーティーシー有限会社 阿蘇郡高森町高森2132番地1	グループホームあそ和楽 阿蘇郡高森町高森2132番地1	平成29年（2017年）3月31日

**熊本県告示第441号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会 球磨郡あさぎり町岡原北929番地	あさぎり町社協ヘルパーステーション 球磨郡あさぎり町岡原北929番地	事業所所在地		令和3年（2021年）4月1日
		球磨郡あさぎり町上北1874番地	球磨郡あさぎり町岡原北929番地	

（訪問型サービス）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会 球磨郡あさぎり町岡原北929番地	あさぎり町社協ヘルパーステーション 球磨郡あさぎり町岡原北929番地	事業所所在地		令和3年（2021年）4月1日
		球磨郡あさぎり町上北1874番地	球磨郡あさぎり町岡原北929番地	

（訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	セントケア訪問看護ステーション天草 天草市東町2-14電設会館テナント2	事業所所在地		令和4年（2022年）11月1日
		天草市小松原町12-19 Mセ	天草市東町2-14電設会館テナ	

	F	レーノ天草 103号	ント2F	
合同会社Seed leaf 八代市上片町896 番地7	訪問看護ステーション ひとつなぎ 八代市福正町845 -7	事業所所在地		令和4年(2022年) 12月1日
		八代市大村 町785-1	八代市福正 町845-7	

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	セントケア訪問看護ステーション天草 天草市東町2-14 電設会館テナント2F	事業所所在地		令和4年(2022年) 11月1日
		天草市小松原町12-19 Mセ レーノ天草 103号	天草市東町 2-14電 設会館テナ ント2F	
合同会社Seed leaf 八代市上片町896 番地7	訪問看護ステーション ひとつなぎ 八代市福正町845 -7	事業所所在地		令和4年(2022年) 12月1日
		八代市大村 町785-1	八代市福正 町845-7	

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
有限会社佑仁 八代市坂本町坂本4 139番地1	居宅介護支援事業所 佑仁 八代市坂本町坂本4 139番地1	事業所名称		令和5年(2023年) 3月1日
		有限会社佑 仁	居宅介護支 援事業所 佑仁	

(介護老人保健施設)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人 弘仁会 熊本市東区小山二丁 目25番26号	老人保健施設 臥龍園 天草郡苓北町富岡3 273番地2	事業所所在地		平成26年 (2014年)2月1 0日
		天草郡苓北 町志岐12 3番地2	天草郡苓北 町富岡32 73番地2	

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人 弘仁会 熊本市東区小山二丁 目25番26号	老人保健施設 臥龍園 天草郡苓北町富岡3 273番地2	事業所所在地		平成26年 (2014年)2月1 0日
		天草郡苓北 町志岐12 3番地2	天草郡苓北 町富岡32 73番地2	

(短期入所療養介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人 弘仁会 熊本市東区小山二丁 目25番26号	老人保健施設 臥龍園 天草郡苓北町富岡3 273番地2	事業所所在地		平成26年 (2014年)2月1 0日
		天草郡苓北 町志岐12 3番地2	天草郡苓北 町富岡32 73番地2	

熊本県告示第442号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年(2023年)5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
K I D S D I A R Y 松橋 宇城市松橋町松山3708番1	一般社団法人優学会 熊本市中央区出水四丁目34番3-103号 中田 貴將	令和5年(2023年)4月30日	4352700241	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第443号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年(2023年)5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス Ale t t a 宇城市松橋町松山3708番1	株式会社アレッタ 熊本市中央区八王寺町9番60号 田邊 隆太郎	令和5年(2023年)5月1日	4352700258	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第444号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年(2023年)5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援センターすくすく園 天草市亀場町亀川1886番地2	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領2943番地 馬場 昭治	令和5年(2023年)5月1日	4353000021	指定保育所等訪問支援

**熊本県告示第445号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人鴻恩会	デイサービス猫宮	熊本県荒尾市一部字中磯128番地1	令和5年(2023年)5月1日	通所介護

公 告

熊本県公告第324号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。  
令和5年（2023年）5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電算処理業務委託 29業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年（2023年）3月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社熊本計算センター  
熊本市中央区水前寺一丁目7番26号
- 5 随意契約に係る契約金額  
76,032,000円（うち消費税及び地方消費税の額6,912,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第325号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。  
令和5年（2023年）5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機組織等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年（2023年）3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
147,840,000円（うち消費税及び地方消費税の額13,440,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により玉名市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和5年（2023年）5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（LidarSLAM 技術を用いた測量、3D都市モデル作成）	令和5年（2023年） 5月8日から 令和6年（2024年） 3月22日まで	玉名市 高瀬裏川水際緑地公園

熊本県公告第327号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第8条の規定により公告する。

令和5年（2023年）5月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和5年（2023年）8月1日（火） 午前10時から正午まで

なお、災害等の影響で試験を実施できない場合は、令和5年（2023年）8月15日（火）に延期する。

(2) 場所

東海大学附属熊本星翔高等学校（熊本市東区渡鹿9丁目1番1号）

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち1種類を選択するものとする。

(1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

(1) 18歳未満の者

(2) 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

(1) 試験の方法

試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行う。

(2) 試験の範囲

次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
農業用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
特定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

5 受験手続等

(1) 受験願書の請求等

受験願書は、熊本県のホームページに掲載するほか、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課で配布する。

なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分（1部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形2号封筒）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に請求すること。

(2) 受験願書受付期間

令和5年（2023年）5月29日（月）から6月9日（金）までとし、令和5年（2023年）5月29日（月）から6月9日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験願書提出等

受験願書の提出方法は書留（簡易書留も可）による郵送に限るものとし、提出先は以下のとおりとする、

宛先 郵便番号 860-0846  
熊本城東郵便局留  
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課宛て

(4) 受験手数料

10,700円

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、令和5年(2023年)7月中旬に受験者宛てに送付する。

7 正答及び合格基準の公表

令和5年(2023年)8月8日(火)午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県各広域本部・地域振興局保健福祉環境部衛生環境課(保健所衛生環境課)(以下「熊本県保健所」という。)に正答及び合格基準を掲示する。  
また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

(1) 合格発表

令和5年(2023年)9月1日(金)午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページにも掲載するとともに、合格者宛てに合格証を郵送する。

(2) 得点に関する開示

熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条に基づく個人情報の口頭による開示請求期間は、合格発表の日から令和5年(2023年)10月3日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 試験問題の内容に関する問合せ

試験問題の内容に関する問合せは、令和5年(2023年)8月22日(火)までに熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(電話 096-333-2242)へ行うこと。

### 熊本県公告第328号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)5月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字笹原5525番3及び同5525番4  
414.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
山鹿市鹿央町広154番地一里木団地D-2号室  
池尻 幸平  
池尻 栞

### 熊本県公告第329号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)5月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字蛙石1859番2の一部、同1859番4、同1859番6の一部、同1860番2、同1861番4の一部及び里道の一部  
657.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市御代志1881番地4  
平田 陽一

### 熊本県公告第330号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)5月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字引水字古荘谷826番、同827番、同828番1、同字東原73番1、同737番5及び水路の一部  
4,786.23平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市東区保田窪本町4番32号  
株式会社ルミナスホーム

熊本県公告第331号

建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在地を確知できないため、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により次のとおり公告する。  
なお、この公告の日から30日以内に申出がないときは、同法第29条の2第1項の規定により建設業者の許可を取り消すことがあるため、次の建設業者は、営業所の所在地を変更して建設業を営んでいる場合にあっては同法第11条第1項の変更届出書を、建設業を廃止した場合にあっては同法第12条の規定による届出書を提出することとする。

令和5年（2023年）5月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 営業所の所在地又は所在地が確知できない建設業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - 有限会社管工技研  
熊本市東区健軍本町42-8  
取締役 木村 誠也  
熊本県知事許可（般-30）第18645号
  - 有限会社大喜建設  
熊本市東区沼山津3-5-5  
取締役 森下 勝廣  
熊本県知事許可（般-31）第18757号
  - イデアル株式会社  
熊本市南区蔦町1-2-13-B棟  
代表取締役 稲崎 圭一郎  
熊本県知事許可（般-1）第18792号
  - 坂口組株式会社  
熊本市南区薄場2-11-55  
代表取締役 坂口 信彦  
熊本県知事許可（般-2）第19127号
- 申出先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県土木部監理課建設業班  
電話096-333-2485

登載依頼

熊本県公安委員会告示第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のように行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により告示する。  
令和5年（2023年）5月9日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

- 講習の名称  
駐車監視員資格者講習
- 講習の期日、場所等

期 日	場 所	内 容 等
令和5年7月4日（火） 及び同年7月5日（水） の2日間	熊本市中央区水前寺 公園28番51号 ホテル熊本テルサ	講習 午前9時20分から午後6時まで （着席時間午前9時10分）
令和5年7月12日（水）	2階「中会議室B」	修了考査 午後1時30分から午後2時30分 まで（着席時間午後1時20分）

- 定員  
20人（受付は先着順に行い、定員になり次第終了する。）
- 受講手續に関する事項
  - 申込方法
    - 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記載し、所定の写真を貼付の上、提出すること。  
なお、提出に当たっては、受講希望者本人であることを確認できる運転免許証等の写真付きの身分証明書（以下「身分証明書」という。）を提示すること。



イ やむを得ない理由により代理人が申込書を提出する場合は、申込書のほか、委任状及び受講希望者の住所、氏名等を確認できる身分証明書の写しを持参して提出すること。

(2) 申込書の受付期間

令和5年6月7日(水)から同年6月20日(火)まで(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(3) 申込書の交付及び提出場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部交通指導課駐車対策係

5 講習手数料

20,000円

6 納付の方法

講習手数料は、申込書を提出する際に熊本県収入証紙により納付すること。  
なお、納付した講習手数料は還付しない。

7 問合せ先

熊本県警察本部交通指導課

電話096-381-0110 内線5125・5127

## 公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第14条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、同法第16条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、同法第17条第1項の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会(以下「説明会」という。)を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年(2023年)5月9日

電源開発株式会社 代表取締役社長 渡部 肇史

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 電源開発株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 渡部 肇史

(3) 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 (仮称)肥薩ウインドファーム

(2) 種類 風力発電(陸上)

(3) 規模 風力発電所の設備の出力:129,000kW

風力発電機の基数:30基

単基の定格出力4,300kW程度

3 対象事業が実施されるべき区域

熊本県水俣市石坂川及び越小場、葛渡、湯出、鹿児島県出水市上鯖淵及び上大川内、下大川内、伊佐市大口小川内の各一部

4 関係地域の範囲

熊本県水俣市、鹿児島県出水市及び伊佐市

5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間、時間及び電子縦覧

(1) 場所

ア 熊本県庁(本館1階情報プラザ)

イ 水俣市役所(1階ロビー)

ウ 水俣市立図書館(1階受付)

エ 水俣市立総合体育館(2階ロビー)

オ 水俣市総合もやい直しセンター もやい館(2階受付前)

カ 水俣市南部もやい直しセンター おれんじ館

キ 水俣市久木野ふるさとセンター 愛林館

ク 水俣市湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」(1階休憩所)

ケ 水俣市東部センター 葛彩館

(2) 期間 令和5年5月10日(水)から令和5年6月9日(金)まで

(3) 時間 各縦覧場所の開庁日・開庁時間に準ずる

(4) 電子縦覧

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

6 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者  
に提出することができる。

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 令和5年6月26日(月)当日消印有効

(2) 提出方法 後述の意見書の提出に必要な事項を記載し、問い合わせ先まで郵送(当日消印有効)、又は縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置された意見書箱への投函。

- (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称  
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）
- 8 説明会の開催を予定する日時及び場所  
日時 令和5年5月18日（木）18時30分から  
場所 水俣市総合もやい直しセンター もやい館・もやいホール
- 9 問い合わせ先  
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 陸上風力事業部 開発室（開発第一）  
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号  
TEL 03-3546-9600  
（午前9時00分から午後5時00分まで（土日・祝日を除く））  
担当：戸松・谷口・若林

熊本県収用委員会公告第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和5年（2023年）5月9日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之

- 1 起業者の名称  
熊本県
- 2 事業の種類  
熊本都市計画道路事業3・3・93号益城中央線及び3・3・13号水前寺秋津線  
（熊本県熊本市東区桜木四丁目及び沼山津四丁目地内、熊本県上益城郡益城町大字広崎  
字西原、字大友、字葉山、字居屋敷、字北原及び字内無田、大字福富字西之園、字打出  
宅地及び字前畑、大字惣領字木神、字野添、字水足、字中道及び字立道、大字馬水字駿  
河原、字下野添及び字上野添、大字安永字居屋敷、字柿添及び字火迫、大字宮園字辻及  
び字居屋敷並びに大字寺迫字今吉及び字城ノ本地内）
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地  
土地の所在 熊本県上益城郡益城町大字惣領字立道

地番	地目		全体の面積（㎡）		収用しようとする 土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
1420番1	宅地	宅地	139.70	211.10	104.69
- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地  
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
株式会社ホロムアコーポレーション  
代表取締役 前田 仁  
熊本県熊本市中央区下通二丁目7番19号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
熊本信用金庫  
代表理事 井星 伸一  
熊本県熊本市中央区手取本町2番1号  
抵当権  
西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 森林 正彰  
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号  
土地使用借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和5年（2023年）4月26日